

国土交通省	建築研究所
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	22年度中に実施（該当研究課題の廃止）	<p>基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究を廃止する。</p> <p>大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。</p> <p>民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。</p> <p>なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。</p>	1a	「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」及び「世界の台風常襲地域における都市緑化技術の体系化研究」の研究は、平成22年度に廃止済み。
		23年度から実施（その他）		2a	<p>大型実験施設については、平成22年度に防災科学研究所、神戸大学等と共同で実施した木造校舎の耐震改修技術に関する研究において、防災科学研究所が所有するE-ディフェンスを活用した。平成23年度以降も、研究内容に応じて他法人の大型実験施設を活用する旨を第3期中期計画に明記したところであり、必要に応じて積極的に活用する予定。</p> <p>調査研究の特化、重複排除等に関しては、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題の事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行った。事業規模については、平成23年度は平成22年度に比べて縮減している（運営費交付金：H22予算19億円→H23予算17億円）。</p> <p>なお、「国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す」（独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針）という観点や総合科学技術会議等における研究開発法人の改革に係る新たな制度の検討等を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としているところである。</p>

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
02 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	<p>案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。</p>	1a	<p>研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化と他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。</p>